

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 暴力団排除活動の推進に関する基本的施策等（第5条—第14条）
- 第3章 都民等の役割（第15条—第20条）
- 第4章 禁止措置（第21条—第25条）
- 第4章の2 暴力団排除特別強化地域（第25条の2—第25条の4）
- 第5章 違反者に対する措置等（第26条—第30条）
- 第6章 雑則（第31条・第32条）
- 第7章 罰則（第33条・第34条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、東京都（以下「都」という。）における暴力団排除活動に関し、基本理念を定め、都及び都民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除活動を推進するための措置、暴力団排除活動に支障を及ぼすおそれのある行為に対する規制等を定め、もって都民の安全で平穏な生活を確保し、及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力的不法行為等 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。
- 二 暴力団 法第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- 三 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- 四 暴力団関係者 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。

五 規制対象者 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 暴力団員

ロ 法第11条の規定による命令を受けた者であって、当該命令を受けた日から起算して3年を経過しないもの（イに該当する者を除く。）

ハ 法第12条又は第12条の6の規定による命令を受けた者であって、当該命令を受けた日から起算して3年を経過しないもの

ニ 法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該指示を受けた日から起算して3年を経過しないもの

ホ 暴力団員との間で、その所属する暴力団の威力を示すことが容認されることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与すること（以下「利益供与」という。）を合意している者

ヘ 一の暴力団の威力を示すことを常習とする者で、当該暴力団の暴力団員が行った暴力的不法行為等若しくは法第8章に規定する罪に当たる違法な行為に共犯として加功し、又は暴力的不法行為等に係る罪のうち譲渡し若しくは譲受け若しくはこれらに類する形態の罪として東京都公安委員会規則（以下「公安委員会規則」という。）で定めるものに当たる違法な行為で当該暴力団の暴力団員を相手方とするものを行い刑に処せられたものであって、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しないもの

ト 一の暴力団の威力を示すことを常習とする者であって、当該暴力団の暴力団員がその代表者であり若しくはその運営を支配する法人その他の団体の役員若しくは使用人その他の従業者若しくは幹部その他の構成員又は当該暴力団の暴力団員

の使用人その他の従業者

チ 第29条第1項第2号の規定により公表をされ、当該公表をされた日から起算して1年を経過しない者

六 都民等 都民及び事業者をいう。

七 事業者 事業（その準備行為を含む。以下同じ。）を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。

八 青少年 18歳未満の者をいう。

九 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点となっている施設又は施設の区画された部分をいう。

十 暴力団排除活動 次条に規定する基本理念に基づき、暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより都民の生活又は都の区域内の事業活動に生じた不当な影響を排除するための活動をいう。

十一 特定営業 次のいずれかに該当する営業をいう。

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風適法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業

ロ 風適法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業

ハ 風適法第2条第11項に規定する特定遊興飲食店営業

ニ 風適法第2条第13項に規定する接客業務受託営業

ホ 設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の許可を受けて営むもの（風適法第2条第4項に規定する接待飲食等営業又は同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業に該当するものを除く。）

ヘ 歓乐的雰囲気を通じて過度に助長する風俗案内の防止に関する条例（平成18年東京都条例第85号）第2条に規定する風俗案内を行うための施設を設けて、当該施設において、風俗案内を行う営業

ト 道路その他公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる行為のいずれかを行う営業（イからヘまでのいずれかに該当するものを除く。）

(1) イからヘまでのいずれかに該当する営業に関し、客引きをすること。

(2) イからヘまでのいずれかに該当する営業に関し、人に呼び掛け、又はビラその他の文書図画を配布し、若しくは提示して客を誘引すること。

(3) イからヘまでのいずれかに該当する営業に係る役務に従事するよう勧誘すること。

(4) 写真又は映像の被写体となる役務であって、対価を伴うものに従事するよう勧誘すること。

十二 特定営業者 特定営業を営む者をいう。

（令和元年条例第16号・一部改正）

（基本理念）

第3条 暴力団排除活動は、暴力団が都民の生活及び都の区域内の事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識の下、暴力団と交際しないこと、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、都、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）並びに都民等の連携及び協力により推進するものとする。

（適用上の注意）

第4条 この条例の適用に当たっては、都民等の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第2章 暴力団排除活動の推進に関する基本的施策等

（都の責務）

第5条 都は、都民等の協力を得るとともに、法第32条の3第1項の規定により東京都公安委員会（以下「公安委員会」という。）から東京都暴力追放運動推進センターとして指定を受けた公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター（以下「暴追都民センター」という。）その他の暴力団排除活動の推進を目的とする機関又は団体（以下「暴追都民センター等」という。）との連携を図りながら、暴力団排除活動に関する施策を総

合的に推進するものとする。
(平成24年条例第121号・一部改正)

(都の行政対象暴力に対する対応方針の策定等)

第6条 都は、法第9条第21号から第27号までに掲げる行為(同条第25号に掲げる行為を除く。)その他の行政対象暴力(暴力団関係者が、不正な利益を得る目的で、地方公共団体等の行政機関又はその職員を対象として行う違法又は不当な行為をいう。)を防止し、都の職員の安全及び公務の適正かつ円滑な執行を確保するため、具体的な対応方針を定めることその他の必要な措置を講ずるものとする。
(平成24年条例第121号・一部改正)

(都の事務事業に係る暴力団排除措置)

第7条 都は、公共工事その他の都の事務又は事業により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、都が締結する売買、貸借、請負その他の契約(以下「都の契約」という。)及び公共工事における都の契約の相手方と下請負人との契約等都の事務又は事業の実施のために必要な都の契約に関連する契約(以下この条において「関連契約」という。)に関し、当該都の契約の相手方、代理又は媒介をする者その他の関係者が暴力団関係者でないことを確認するなど、暴力団関係者の関与を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

2 都は、都の契約を書面により締結する場合には、次に掲げる内容の特約を契約書その他の書面に定めるものとする。

- 一 当該都の契約の相手方又は代理若しくは媒介をする者が暴力団関係者であることが判明した場合には、都は催告することなく当該都の契約を解除することができること。
- 二 関連契約の当事者又は代理若しくは媒介をする者が暴力団関係者であることが判明した場合には、都は当該都の契約の相手方に対し、当該関連契約の解除その他の必要な措置を講ずるよう求めることができること。
- 三 前号の規定により必要な措置を講ずるよう求めたにもかかわらず、当該都の契約の相手方が正当な理由なくこれを拒否した場合には、都は当該相手方を都の契約に関与させないことができること。

3 都は、前項第1号に掲げる内容の特約を定めた都の契約の相手方又は代理若しくは媒介をする者が暴力団関係者であることが判明した場合には、当該都の契約を解除するよう努めるとともに、当該相手方を都の契約に関与させないよう努めるものとする。

4 都は、第2項第2号及び第3号に掲げる内容の特約を定めた都の契約に係る関連契約の当事者又は代理若しくは媒介をする者が暴力団関係者であることが判明した場合には、当該都の契約の相手方に対し、当該関連契約の解除その他の必要な措置を講ずるよう求めるとともに、当該相手方が正当な理由なくこれを拒否したときは、当該相手方を都の契約に関与させないよう努めるものとする。

5 都は、前2項に規定する措置を講じた場合には、当該措置の理由、期間等を公表するとともに、国及び区市町村に対して通知するものとする。

(広報及び啓発)

第8条 都は、都民等が暴力団排除活動の重要性について理解を深めることにより暴力団排除活動の気運が醸成されるよう、暴追都民センター等と連携し、広報及び啓発を行うものとする。

(都民等に対する支援)

第9条 都は、都民等が暴力団排除活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むことができるよう、暴追都民センター等と連携し、都民等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(青少年の教育等に対する支援)

第10条 都は、青少年の教育又は育成に携わる者が第16条に規定する措置を円滑に講

することができるよう、暴追都民センター等と連携し、職員の派遣、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（区市町村との協力）

第11条 都は、区市町村が、暴力団排除活動のための施策を円滑に講ずることができるよう、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。

（暴力団からの離脱促進）

第12条 都は、暴力団員の暴力団からの離脱を促進するため、暴追都民センター等と連携し、情報の提供、指導、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（請求の援助）

第13条 公安委員会は、暴力団事務所の使用の差止めの請求、暴力団員の犯罪行為により被害を受けた者の当該暴力団員に対する損害賠償請求その他の暴力団員に対する請求であって暴力団排除活動に資すると認められるものをし、又はしようとする者に対し、当該請求に関し、暴追都民センターと連携して、情報の提供その他の必要な援助を行うよう努めるものとする。

（保護措置）

第14条 警視總監は、暴力団排除活動に取り組んだこと等により暴力団又は暴力団員から危害を受けるおそれがあると認められる者（以下「保護対象者」という。）に対し、警察官による警戒活動その他の保護対象者の安全で平穏な生活を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

第3章 都民等の役割

（都民等の責務）

第15条 都民等は、第3条に規定する基本理念に基づき、次に掲げる行為を行うよう努めるものとする。

- 一 暴力団排除活動に資すると認められる情報を知った場合には、都又は暴追都民センター等に当該情報を提供すること。
- 二 都が実施する暴力団排除活動に関する施策に参画又は協力すること。
- 三 暴力団排除活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むこと。

（青少年に対する措置）

第16条 青少年の教育又は育成に携わる者は、青少年が、暴力団が都民の生活等に不当な影響を与える存在であることを認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、青少年に対し、指導、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（祭礼等における措置）

第17条 祭礼、花火大会、興行その他の公共の場所に不特定又は多数の者が特定の目的のために一時的に集合する行事（第21条第4号において「祭礼等行事」という。）の主催者又はその運営に携わる者は、当該行事により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、当該行事の運営に暴力団又は暴力団員を関与させないなど、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（事業者の契約時における措置）

第18条 事業者は、その行う事業に係る契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる疑いがあると認める場合には、当該事業に係る契約の相手方、代理又は媒介をする者その他の関係者が暴力団関係者でないことを確認するよう努めるものとする。

2 事業者は、その行う事業に係る契約を書面により締結する場合には、次に掲げる内容の特約を契約書その他の書面に定めるよう努めるものとする。

- 一 当該事業に係る契約の相手方又は代理若しくは媒介をする者が暴力団関係者であることが判明した場合には、当該事業者は催告することなく当該事業に係る契約を解除することができること。
- 二 工事における事業に係る契約の相手方と下請負人との契約等当該事業に係る契約に関連する契約（以下この条において「関連契約」という。）の当事者又は代理若しくは媒介をする者が暴力団関係者であることが判明した場合には、当該事業者は当該事業に係る契約の相手方に対し、当該関連契約の解除その他の必要な措置を講ずるよう求めることができること。
- 三 前号の規定により必要な措置を講ずるよう求めたにもかかわらず、当該事業に係る契約の相手方が正当な理由なくこれを拒否した場合には、当該事業者は当該事業に係る契約を解除することができること。

（不動産の譲渡等における措置）

- 第19条 都内に所在する不動産（以下「不動産」という。）の譲渡又は貸付け（地上権の設定を含む。以下「譲渡等」という。）をする者は、当該譲渡等に係る契約を締結するに当たり、当該契約の相手方に対し、当該不動産を暴力団事務所の用に供するものではないことを確認するよう努めるものとする。
- 2 不動産の譲渡等をする者は、当該譲渡等に係る契約を書面により締結する場合には、次に掲げる内容の特約を契約書その他の書面に定めるよう努めるものとする。
- 一 当該不動産を暴力団事務所の用に供し、又は第三者をして暴力団事務所の用に供させてはならないこと。
 - 二 当該不動産が暴力団事務所の用に供されていることが判明した場合には、当該不動産の譲渡等をした者は、催告することなく当該不動産の譲渡等に係る契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをすることができること。

（不動産の譲渡等の代理又は媒介における措置）

- 第20条 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、自己が譲渡等の代理又は媒介をする不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることの情を知って、当該不動産の譲渡等に係る代理又は媒介をしないよう努めるものとする。
- 2 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該譲渡等をする者に対し、前条の規定の遵守に関し助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 禁止措置

（妨害行為の禁止）

- 第21条 何人も、次の各号のいずれかに該当する行為を、当該行為を行い、若しくは行おうとする者（当該行為に係る事務を行う者を含む。以下この条において「行為者」という。）又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該行為者と社会生活において密接な関係を有する者（以下「行為者等」という。）を威迫し、行為者等につきまとい、その他行為者等に不安を覚えさせるような方法で、妨害してはならない。
- 一 暴力団から離脱する意思を有する者又は離脱した者に対し、その離脱を援助するため、雇用機会を提供し、就労をあっせんし、又は住居若しくは資金の提供を行う行為
 - 二 都民等が所有し、占有し、又は管理する施設のうち、不特定又は多数の者の利用に供するものであって、暴力団員による利用を制限しているものについて、暴力団員による利用を拒絶する行為
 - 三 青少年が暴力団に加入すること又は青少年が暴力団員による犯罪の被害を受けることを防止するために指導、助言その他の必要な措置を行う行為
 - 四 祭礼等行事について、暴力団又は暴力団員が当該行事の運営に関与すること又は当該行事に参加することを拒絶する行為
 - 五 事業者が、その事業に係る契約において定められた第18条第2項各号に掲げる内容の特約により、当該事業に係る契約を解除し、又は当該契約の相手方に対して必要な措置を講ずるよう求める行為
 - 六 不動産の譲渡等をした者が、当該譲渡等に係る契約において定められた第19条第

- 2項第2号に掲げる内容の特約により、当該不動産の譲渡等に係る契約を解除し、又は当該不動産を買い戻す行為
- 七 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者が、当該不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることの情を知った場合において、当該不動産の譲渡等の代理又は媒介をする 것을拒絶する行為
- 八 第24条第1項又は第3項の規定により禁止されている利益供与を拒絶する行為
- 九 第25条第2項の規定により禁止されている自己の名義を利用させることを拒絶する行為

(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)

- 第22条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供せられるものと決定した土地を含む。）の周囲200メートルの区域内において、これを開設し、又は運営してはならない。
- 一 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）又は同法第124条に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）
 - 二 裁判所法（昭和22年法律第59号）第2条第1項に規定する家庭裁判所
 - 三 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設若しくは同法第12条第1項に規定する児童相談所又は東京都安全安心まちづくり条例（平成15年東京都条例第114号）第7条の規定に基づき同法第7条に規定する児童福祉施設に類する施設として東京都規則で定めるもの
 - 四 少年院法（平成26年法律第58号）第3条に規定する少年院
 - 五 少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第3条に規定する少年鑑別所
 - 六 社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する公民館
 - 七 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
 - 八 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館
 - 九 更生保護法（平成19年法律第88号）第29条に規定する保護観察所
 - 十 前各号に掲げるもののほか、特にその周辺における青少年の健全な育成を図るための良好な環境を保全する必要がある施設として公安委員会規則で定めるもの
- 2 前項の規定は、同項の規定の施行又は適用の際に、現に運営されている暴力団事務所については、適用しない。ただし、一の暴力団のものとして運営されていた暴力団事務所が、他の暴力団のものとして開設され、又は運営される場合には、この限りでない。（平成27年条例第76号・一部改正、平成27年条例第98号・一部改正）

(青少年を暴力団事務所へ立ち入らせることの禁止)

- 第23条 暴力団員は、正当な理由なく、青少年を自己が活動の拠点とする暴力団事務所に立ち入らせてはならない。

(事業者の規制対象者等に対する利益供与の禁止等)

- 第24条 事業者は、その行う事業に関し、規制対象者が次の各号のいずれかに該当する行為を行うこと又は行ったことの対償として、当該規制対象者又は当該規制対象者が指定した者に対して、利益供与をしてはならない。
- 一 暴力的不法行為等
 - 二 当該規制対象者が暴力団員である場合において、当該規制対象者の所属する暴力団の威力を示して行う法第9条各号に掲げる行為
 - 三 暴力団員が当該暴力団員の所属する暴力団の威力を示して行う法第9条各号に掲げる行為を行っている現場に立ち会い、当該行為を助ける行為
- 2 規制対象者は、事業者が前項の規定に違反することとなることの情を知って、当該事業者から利益供与を受け、又は当該事業者に当該規制対象者が指定した者に対する利益供与をさせてはならない。
- 3 事業者は、第1項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることの情を知って、規制対象者又は規制対象者が指定した者に対して、利益供与をしてはならない。ただし、法令上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履行としてする場合その他正当な理由がある場合には、こ

の限りでない。

- 4 規制対象者は、事業者が前項の規定に違反することとなることの情を知って、当該事業者から利益供与を受け、又は当該事業者が当該規制対象者が指定した者に対する利益供与をさせてはならない。

（他人の名義利用の禁止等）

第25条 暴力団員は、自らが暴力団員である事実を隠蔽する目的で、他人の名義を利用してはならない。

- 2 何人も、暴力団員が前項の規定に違反することとなることの情を知って、暴力団員に対し、自己の名義を利用させてはならない。

第4章の2 暴力団排除特別強化地域

（暴力団排除特別強化地域）

第25条の2 この章において「暴力団排除特別強化地域」とは、暴力団排除活動を特に強力に推進する必要がある地域として別表に掲げる地域をいう。

（特定営業者の禁止行為）

第25条の3 特定営業者は、暴力団排除特別強化地域における特定営業の営業に関し、暴力団員から、用心棒の役務（業務を円滑に行うことができるようにするため顧客、従業員その他の関係者との紛争の解決又は鎮圧を行う役務をいう。以下同じ。）の提供を受けてはならない。

- 2 特定営業者は、暴力団排除特別強化地域における特定営業の営業に関し、暴力団員に対し、用心棒の役務の提供を受けることの対償として、又は当該営業を営むことを暴力団員が容認することの対償として利益供与をしてはならない。

（暴力団員の禁止行為）

第25条の4 暴力団員は、暴力団排除特別強化地域における特定営業の営業に関し、特定営業者に対し、用心棒の役務の提供をしてはならない。

- 2 暴力団員は、暴力団排除特別強化地域における特定営業の営業に関し、特定営業者から、用心棒の役務の提供をすることの対償として、又は当該営業を営むことを容認することの対償として利益供与を受けてはならない。

（令和元年条例第16号・一部改正）

第5章 違反者に対する措置等

（報告及び立入り）

第26条 公安委員会は、この条例の施行に必要があると認める場合には、この条例の施行に必要な限度において、事業者、規制対象者その他の関係者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に事業所、暴力団事務所その他の施設に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定による立入検査をする警察職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（勧告）

第27条 公安委員会は、第24条又は第25条の規定に違反する行為があると認める場合には、当該行為を行った者に対し、第24条又は第25条の規定に違反する行為が行われることを防止するために必要な措置をとるよう勧告をすることができる。

（適用除外）

第28条 第24条第3項又は第25条第2項の規定に違反する行為を行った者が、前条の規定により公安委員会が勧告を行う前に、公安委員会に対し、当該行為に係る事実の報告又は資料の提出を行い、かつ、将来にわたってそれぞれ違反する行為の態様に応じ

て第24条第3項又は第25条第2項の規定に違反する行為を行わない旨の書面を提出した場合には、前条の規定を適用しない。

(公表)

第29条 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を公表することができる。

- 一 第23条の規定に違反する行為を行った者が、次条第3項又は第4項の規定による命令を受けた場合
 - 二 第24条第1項又は第2項の規定に違反した事実に基づき第27条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告を受けた日から起算して1年以内に、正当な理由なく、再び第24条第1項又は第2項の規定に違反する行為を行った場合
 - 三 第24条第1項又は第2項の規定に違反した事実に基づき第27条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告を受けた日から起算して1年以内に、正当な理由なく、第24条第3項の規定に違反して、相当の対償のない利益供与その他の不当に優先的な利益供与をした場合、又は同条第4項の規定に違反して、相当の対償のない利益供与その他の不当に優先的な利益供与を受け、若しくはさせた場合
 - 四 第24条第3項又は第4項の規定に違反した事実に基づき第27条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告を受けた日から起算して1年以内に、正当な理由なく、第24条第1項又は第2項の規定に違反する行為を行った場合
 - 五 第24条第3項又は第4項の規定に違反した事実に基づき第27条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告を受けた日から起算して1年以内に、正当な理由なく、第24条第3項の規定に違反して、相当の対償のない利益供与その他の不当に優先的な利益供与をした場合、又は同条第4項の規定に違反して、相当の対償のない利益供与その他の不当に優先的な利益供与を受け、若しくはさせた場合
 - 六 第25条の規定に違反した事実に基づき第27条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告を受けた日から起算して1年以内に、正当な理由なく、再び第25条の規定に違反する行為を行った場合
 - 七 第26条第1項の規定により、報告若しくは資料の提出を求められ、又は立入りを受けた者が、同項の報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合
 - 八 前条の規定による事実の報告又は資料の提出を行い、かつ、将来にわたって第24条第3項又は第25条第2項の規定に違反する行為を行わない旨の書面を提出した者が、前条の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又はそれぞれ提出した当該書面の内容に反して再び第24条第3項若しくは第25条第2項の規定に違反する行為を行った場合
- 2 公安委員会は、前項の規定による公表をする場合には、青少年の氏名、住居、容貌等が推知されることのないよう必要な配慮をしなければならない。
- 3 公安委員会は、第1項の規定による公表をする場合には、当該公表に係る者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(命令)

第30条 公安委員会は、第21条の規定に違反する行為を行っている者に対し、当該行為を中止することを命じ、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができる。

- 2 公安委員会は、第21条の規定に違反する行為を行った者が、行為者等の生命、身体又は財産に危害を加える方法で同条の規定に違反する行為を行うおそれがあると認める場合には、当該行為を行った者に対し、1年を超えない範囲内で期間を定めて、同条の規定に違反する行為を防止するために必要な事項を命ずることができる。
- 3 公安委員会は、第23条の規定に違反する行為を行っている者に対し、当該行為を中止することを命じ、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができる。
- 4 公安委員会は、第23条の規定に違反する行為を行った者が、更に同条の規定に違反

する行為を行うおそれがあると認める場合には、当該行為を行った者に対し、1年を超えない範囲内で期間を定めて、同条の規定に違反する行為を防止するために必要な事項を命ずることができる。

- 5 公安委員会は、前条第1項第2号の規定による公表に係る者が、当該公表の日から起算して1年以内に、更に第24条第1項又は第2項の規定に違反する行為を行った場合には、当該行為を行った者に対し、1年を超えない範囲内で期間を定めて、同条第1項又は第2項の規定に違反する行為を防止するために必要な事項を命ずることができる。

第6章 雑則

(委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

(公安委員会の事務の委任)

第32条 公安委員会は、第30条第1項又は第3項の規定による命令を警察署長に行わせることができる。

第7章 罰則

(罰則)

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第22条第1項の規定に違反して暴力団事務所を開設し、又は運営した者
- 二 第30条第1項、第2項又は第5項の規定による命令に違反した者
- 三 相手方が暴力団員であることの情を知って、第25条の3の規定に違反した者
- 四 第25条の4の規定に違反した者

2 第30条第3項又は第4項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

3 第1項第3号の罪を犯した者が自首した場合には、その刑を減輕し、又は免除することができる。

(令和元条例第16号・一部改正)

(両罰規定)

第34条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為を行った場合には、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為について法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

別表（第25条の2関係）

区・市	町名
千代田区	内神田三丁目、鍛冶町一丁目、鍛冶町二丁目、神田鍛冶町三丁目
中央区	銀座六丁目、銀座七丁目、銀座八丁目
港区	赤坂二丁目、赤坂三丁目、麻布十番一丁目、麻布十番二丁目、新橋一丁目、新橋二丁目、新橋三丁目、新橋四丁目、六本木三丁目、六本木四丁目、六本木五丁目、六本木六丁目、六本木七丁目
	大久保一丁目、大久保二丁目、歌舞伎町一丁目、歌舞伎町二丁目、新

新宿区	宿二丁目、新宿三丁目、新宿四丁目、新宿五丁目、高田馬場一丁目、高田馬場二丁目、高田馬場三丁目、高田馬場四丁目、西新宿一丁目、西新宿七丁目、百人町一丁目、百人町二丁目
文京区	湯島三丁目
台東区	浅草一丁目、浅草二丁目、浅草三丁目、浅草四丁目、浅草五丁目、上野二丁目、上野四丁目、上野六丁目、千束三丁目、千束四丁目、西浅草三丁目、根岸一丁目、根岸二丁目、根岸三丁目
墨田区	錦糸一丁目、錦糸二丁目、錦糸三丁目、錦糸四丁目、江東橋一丁目、江東橋二丁目、江東橋三丁目、江東橋四丁目
品川区	西五反田一丁目、西五反田二丁目、東五反田一丁目、東五反田二丁目、南大井三丁目、南大井六丁目
大田区	大森北一丁目、大森北二丁目、蒲田五丁目、西蒲田五丁目、西蒲田七丁目
渋谷区	宇田川町、恵比寿一丁目、恵比寿西一丁目、恵比寿南一丁目、桜丘町、神南一丁目、道玄坂一丁目、道玄坂二丁目、円山町
中野区	中野二丁目、中野五丁目
杉並区	阿佐谷北二丁目、阿佐谷南二丁目、阿佐谷南三丁目、高円寺北二丁目、高円寺北三丁目、高円寺南三丁目、高円寺南四丁目
豊島区	池袋一丁目、池袋二丁目、北大塚一丁目、北大塚二丁目、巣鴨一丁目、巣鴨二丁目、巣鴨三丁目、西池袋一丁目、西池袋三丁目、東池袋一丁目、南池袋一丁目、南大塚一丁目、南大塚二丁目、南大塚三丁目
北区	赤羽一丁目、赤羽二丁目、赤羽南一丁目
荒川区	東日暮里五丁目、東日暮里六丁目
足立区	千住一丁目、千住二丁目、千住三丁目
葛飾区	亀有三丁目、亀有五丁目
江戸川区	西小岩一丁目、南小岩七丁目、南小岩八丁目
八王子市	旭町、東町、寺町、中町、三崎町
立川市	曙町二丁目、柴崎町二丁目、柴崎町三丁目、錦町一丁目、錦町二丁目
武蔵野市	吉祥寺本町一丁目、吉祥寺本町二丁目、吉祥寺南町一丁目、吉祥寺南町二丁目
町田市	原町田一丁目、原町田四丁目、原町田六丁目、森野一丁目

附 則
(施行期日)

第1条 この条例は、平成23年10月1日から施行する。

(検討)

第2条 この条例の施行後5年以内に、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認める場合には、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成24年条例第121号）

この条例は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第53号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（施行の日＝平成24年10月30日）

附 則（平成27年条例第76号）

この条例は、少年院法（平成26年法律第58号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成27年6月1日）

附 則（平成27年条例第98号）

この条例は、平成27年9月1日から施行する。

附 則（令和元年条例第16号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和3年条例第115号）

この条例は、令和3年12月22日から施行する。